

第 6169 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 3月 29日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 輸入手続きを委託した場合の仕入税額控除

**Q**：当社は、製品輸入を他社に委託して始めることとしました。委託した会社が輸入貨物の引取り者(輸入者)として輸入申告を行い、保税地域からの引取りに係る消費税(輸入消費税)を一旦納付しますが、当社がその輸入消費税を負担することとなっています。この場合、当社が負担するこの輸入消費税は、仕入税額控除の対象となりますか？

**A**：仕入税額控除の対象とすることはできません。

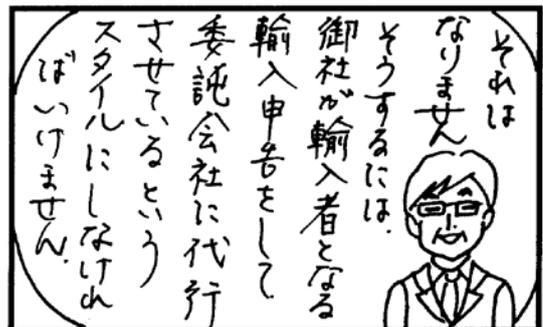
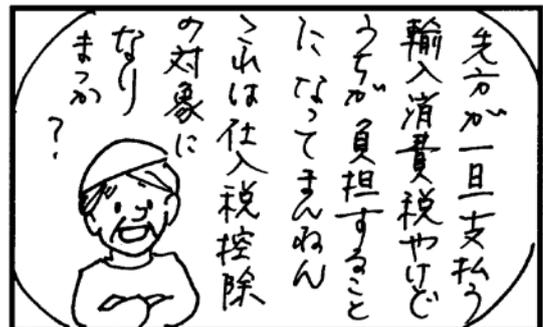
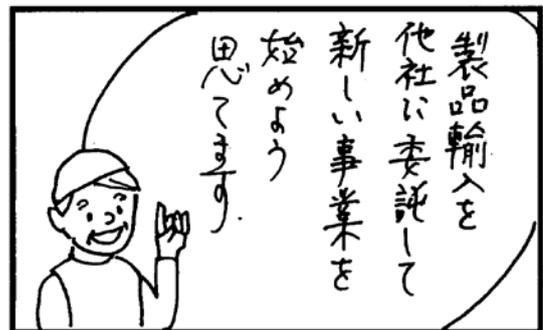
### 【解説】

消費税の仕入税額控除の対象となるのは、国内において行う課税仕入れと、保税地域からの課税貨物の引取りです。

そして、この保税地域から引き取った課税貨物に課された又は課されるべき消費税額について仕入税額控除を受けるべき事業者は、その課税貨物を引き取った者、すなわち輸入申告を行った者となっています。

お尋ねの場合は、輸入申告を委託会社が行っていますので、輸入消費税に係る仕入税額控除は委託会社が行うこととなりますので、会社では、その支払った輸入消費税相当額を仕入税額控除の対象とすることは認められません。

なお、会社が輸入者となる輸入申告をして、その手続を委託会社に代行させるという場合は、会社が輸入消費税を仕入税額控除の対象とすることとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】